

生かそう憲法、
守ろう9条
憲法集会 in 京
都 13:30~
円山音楽堂

アドバイス

労働相談ホットライン
0120-378-060

秘密厳守
相談無料

第244号
2025年5月1日
発行責任者 稲村
編集責任者 西浦
連絡先 075-811-6770

業務中に交通事故で20万円の自己負担を強要されているが・・・

相談事例①(女性40代・契約・宅配)

自動車で運搬の工作中にバイクに衝突し、2度目なので(?)保険使わず20万円個人負担せよと会社に言われたが、払う義務があるか?



(アドバイス)

工場のラインなどでの事故であれば、わざとでなければ100%労災で支払い義務はないと言えるが、業務中でも交通事故ではいろんな要素や判例もあり、そう簡単に今この電話で義務があるかないかと言えるものではなく、専門の労組役員と出来れば面談し、対応を早急に練った方がいい。20万円の個人負担は無茶だが、だからゆえに至急相談に来てほしい。相談は無料だ。検討し至急連絡されたし。こちら専門の労組役員に一報は入れておきます。

私だけ宿泊費・残業代不払い

相談事例②(男性30代・正社員・勤務年数2年・民間社員20人)

夜勤業務があり宿泊費を上司を通して経理へ伝票、領収書を提出したところ、上司経由で伝票が私の机に戻されていました。訂正必要箇所があったため、訂正した上で再度上司印も含めて手順通りに済ませて経理のボックスへ投函致しました。それから数日、同様の作業

に行った者については返金があり、私には返金手続きが無い状態です。その後、部長より「お金返ってないらしいやん」と言われたので話していると、経理担当者が無言で投函したことに気分が悪い、態度悪いと言われ、返金処理を後回し(あんな態度の奴に返したくない)と言ったらしいです。仮に私がそんなつもりでは無かったと言われ、謝ることはしますが、ここは会社であり会社の業務で発生した経費です。それを、一経理の人間が、返金に応じないなんてことあっていいんでしょうか? そんな言い方をする方に私としては謝ることも嫌ですし、今後お金絡みの件で任せたくありません。私の認識違いでしょうか。



(アドバイス)

他の人が訂正された金額に基づいて返金されているのにあなただけ、態度が悪いので返金処理を後回しにすることは常識では考えられません。経理の担当者は定められた手順と上司の指示に基づいてすべての職員に平等に取り扱わないと会社組織としておかしいことになり、職場の人間関係にも影響を与えます。あなたが、指摘するように経理の担当者は会社の業務として仕事を進めないとはダメであり、いまだに返金処理がされていないならば、上司の部長を通じて要請すべきです。会社の規模が29人以下の中小企業の場合は返金処理を後回しにするほどの業務量が多いとは考えられませんから経理の業務怠慢とも言えます。

休憩時間カット、残業義務化されているか?!...

相談事例③(男性 30代・正規・製造業・200人台の社員・10年勤務)

1日の休憩時間が60分のところ、2回に分けて30分ずつ取っていたが、最近は15分ずつ2回に分けて取ることになり、30分休憩時間が少なくなった。毎日2時間の残業が義務付けられている。勤務はシフトで決まられていて月に21日ほど働いている。かつては12時間拘束だった。労災で仕事を休むことがあったが、人事からは口外するなど言われた。有給休暇はとれていてパワハラはない。

(アドバイス)

8時間以上働けば1日60分の休憩がないと法律違反です。残業時間を1日2時間すると月に21日働くとして42時間になり協定の限度内ですがそれを毎月すると500時間を超えるので特別条項付きの36協定を結ばないと違反になります。休憩時間と残業時間の問題は労働基準監督署に訴えて下さい。労基署が対応してくれない場合は労働組合加入の方法があるので連絡ください。



体調不良で診断書出したら、「退職や」と言われたが・・・足悪くし、会社と話をつけにも行けない状態。

相談事例④(女性 50代・介護・正職員・8か月勤務・10数人の会社)

2月に体調不良で、診断書もらった。2月に救急車搬送もあった。社長が「あいつやめる」と言ったらしい。管理職が、「退職届を出したら」と。「2月で(雇用関係)終わり」と社長に言われてそう思っていたが、健康保険などそのままだから、辞めたことになってないとも(管理職に)言われた。・・・社長から、「2月末日で退職や」と

言われたが、離職票も何ももらってないし・・・。

今、足を痛めて会社にも行けない。会社は勤務時間の改竄もしているが・・・。2月に坐骨神経痛で1カ月の加療を要するという診断書貰い、会社に提出したが。社長はそれも気に入らなかったようで。管理職からは、「会社辞めてるから労災申請できない」と言われた。

(アドバイス)

- ① 以前の会社と併せると1年の実績あるので、退職となっても、社会保険加入時点の病気発生であれば、傷病手当金の受給が出来る。
- ② その病気が治癒してからだが、会社都合での退職扱いにしてもらい、職探しをしながら雇用保険の失業給付受け取りもできる。…①を会社が手続きちゃんとしてくれないなら、府段階の全国健康保険協会(協会けんぽ)事務所に言えば対応してくれる。要領を得ないなら対処しますので、また電話してください。

(不当解雇撤回闘争や労災申請までして闘うとはならない事例だったので、これらを紹介・説明したら大変喜ばれた。他に、年休消化のチェックの問題などもまだあるが。)



4月の相談内容の特徴

4月の相談件数(新規)は15件で今迄の累計は19567件です。

- ・相談の契機はホームページ9、団体・知人3、不明3。
- ・性別は男性6、女性9。
- ・産業は、製造4、飲食・観光3、サービス事業・娯楽2、医療1、福祉・障害者施設1、介護1、卸売・小売1、運輸1、その他1。
- ・相談内容は、パワハラ6、賃金残業代未払2、解雇・雇止1、退職強要・勸奨1、労働時間・休暇1、労働条件切り下げ1、その他3
- ・建交労に1名加入